

地籍整備の推進に関する

政策評価書

(要 旨)

令和元年 12 月

総 務 省

目 次

第1	評価の対象とした政策等	1
1	評価の対象とした政策	1
2	評価を担当した部局及びこれを実施した時期	1
3	評価の観点	1
4	政策効果の把握の手法	1
5	調査対象機関等	1
6	学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	1
7	政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	2
第2	政策の概要等	3
1	政策の背景	3
2	政策の概要	3
(1)	地籍整備の推進に関する政策の全体像	3
(2)	第6次国土調査事業十箇年計画	4
(3)	国土交通省の施策	7
(4)	法務省の施策	9
(5)	法務局・地方法務局と市町村の連携の強化	10
3	地籍整備に関する予算の推移	10
(1)	国土交通省の予算額	10
(2)	法務省の予算額	11
第3	政策効果の把握及び評価の結果並びに勧告	12
1	政策効果の把握及び評価の結果	12
2	勧告	25

第1 評価の対象とした政策等

1 評価の対象とした政策

本政策評価においては、国土調査法（昭和26年法律第180号）、国土調査促進特別措置法（昭和37年法律第143号）、「第6次国土調査事業十箇年計画」（平成22年5月25日閣議決定。以下「第6次十箇年計画」という。）、「民活と各省連携による地籍整備の推進」（平成15年6月26日都市再生本部決定）等に基づく、地籍整備の推進に関する各種施策・事務事業を評価の対象とした。

2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期

総務省行政評価局 評価監視官（法務・外務・経済産業等担当）

平成29年12月から令和元年12月まで

3 評価の観点

本政策評価は、第6次国土調査事業十箇年計画等により取り組まれている地籍整備の推進に関する施策等について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施したものである。

4 政策効果の把握の手法

(1) 既存の統計資料等の活用

既存の統計資料等から地籍整備に関連するデータを把握し、目標の達成状況の評価や各種施策・事務事業の効果を把握・分析した。

(2) 実地調査の実施

関係省、都道府県、市町村及び関係団体を対象に、地籍整備の推進に関する取組状況、地籍調査の実施状況、国の各種推進施策の活用状況、関係機関の連携状況等について実地調査を行い、事務事業の実施状況や効果等を把握・分析した。

5 調査対象機関等

(1) 調査対象機関

国土交通省、法務省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体

6 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

本政策評価の企画立案及び取りまとめに当たって、次のとおり、政策評価審議会の審議に付し、本政策評価の全般に係る意見等を得た。

- ① 平成29年11月13日 政策評価計画
- ② 平成30年11月19日 調査の状況（政策評価の方向性）

なお、上記審議会の議事要旨及び議事録については、総務省ホームページにおいて公開している。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyokashingikai_n/hyoukashingikai.html

7 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

当省が実施した実地調査結果のほか、主として次の資料を使用した。

- ① 行政事業レビューシート（国土交通省、法務省）
- ② 政策チェックアップ評価書（国土交通省）
- ③ 政策評価実施結果報告書（法務省）
- ④ 中長期的な地籍整備の推進に関する検討会資料（国土交通省）
- ⑤ 国土審議会土地政策分科会企画部会国土調査のあり方に関する検討小委員会資料（国土交通省）
- ⑥ 地籍調査Webサイト（国土交通省）
- ⑦ 地籍調査実施面積等調書（国土交通省）

第2 政策の概要等

1 政策の背景

国土交通省は、国土調査法及び国土調査促進特別措置法に基づき、累次にわたって策定した国土調査事業十箇年計画により地籍整備を推進している。

一方、法務省では、「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針（以下「推進方針」という。）を踏まえ、全国の都市部の人口集中地区（以下「D I D」という。（注1））の地図混乱地域（注2）を対象に、不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に基づく地図の計画的な作成の実施を推進している。

地籍整備の推進は、災害からの迅速な復旧復興や円滑なまちづくり、土地取引の円滑化等のためにも極めて重要であり、国も、「国土強靱化基本計画」（平成30年12月14日閣議決定）や「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、地籍調査や登記所備付地図整備事業などの取組を進めることとしている。

このような中、地籍整備については、国として長年にわたり推進しているにもかかわらず、依然として未整備の国土が広く存在していることから、現在、平成22年度を初年度とする第6次十箇年計画に基づき、その実施の促進が図られている。

（注1）「D I D」は、人口集中地区を示す「Densely Inhabited District」の略語であり、国勢調査において設定される人口密度が1ha当たり40人以上、人口5,000人以上の地域で、実質的な都市地域を示す。

（注2）「地図混乱地域」は、不動産登記法第14条第4項に規定される地図に準ずる図面と現況が大きく異なる地域を示す。

2 政策の概要

(1) 地籍整備の推進に関する政策の全体像

地籍整備の推進に関する政策の全体像をみると、図表1のとおり、第6次十箇年計画に基づき、地方公共団体又は土地改良区その他の国土調査促進特別措置法施行令（昭和45年政令第261号）第1条各号に掲げる者（以下「市町村等」という。）において、地籍調査が実施されている。

地籍調査は、地籍の明確化のため、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することとされており、国土交通省においては、地籍調査の基礎とするために先行して境界情報等を整備する基本調査のほか、地籍調査に係る国庫負担金、土地所有者等の立会いの弾力化措置等、市町村等に対する各種施策が講じられている。

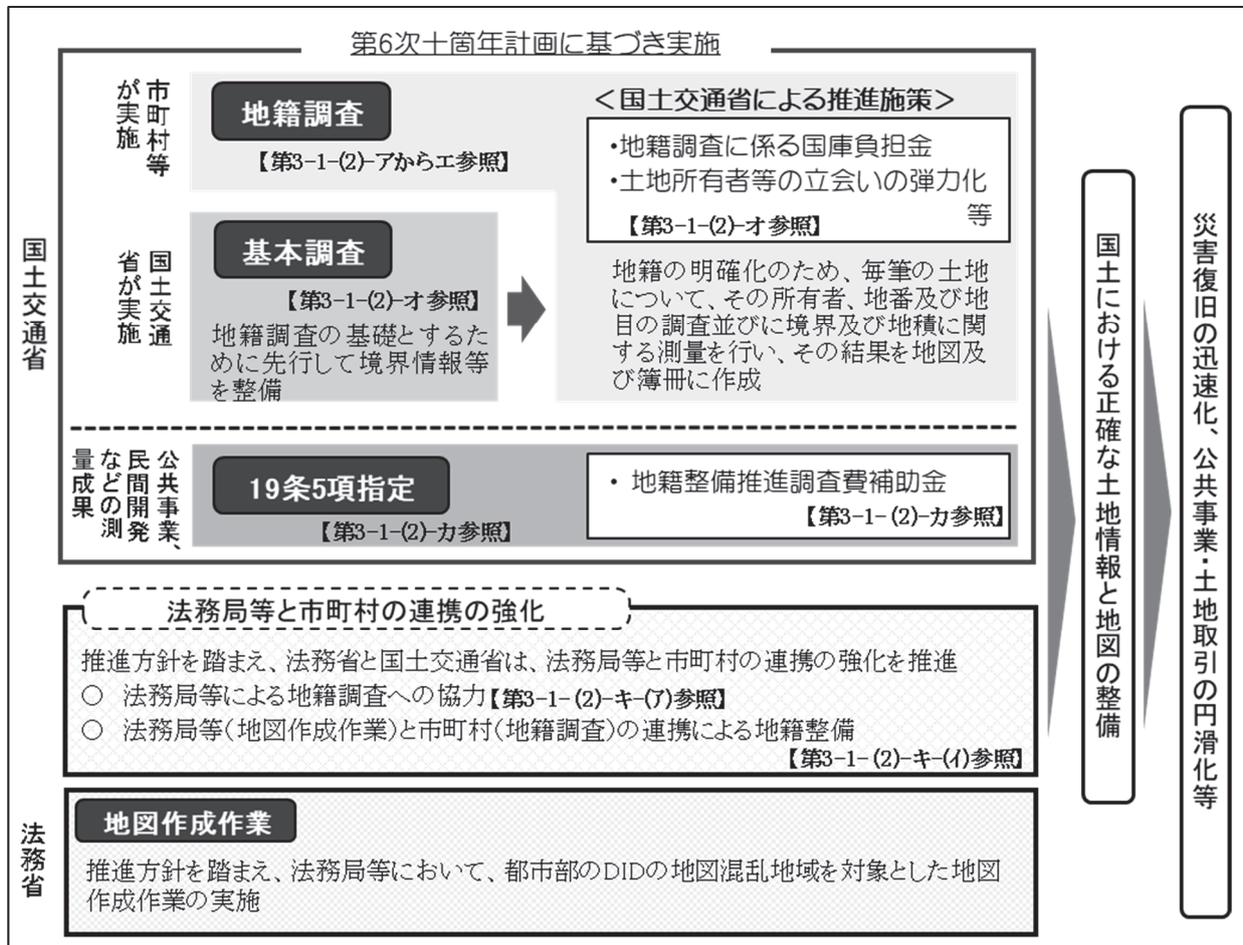
このほか、第6次十箇年計画では、公共事業や民間開発など、国土調査法第19条第5項の規定に基づく国土調査以外の成果の活用を促進するとされており、国土交通省は、促進のための施策として、平成22年度に、地籍整備推進調査費補助金制度を創設している。

一方、法務局及び地方法務局（以下「法務局等」という。）においては、登記所備付地図整備事業として、登記所備付地図作成作業（以下「地図作成作業」という。）が実

施されている。

また、法務省と国土交通省は、推進方針を踏まえ、法務局等と市町村の連携の強化を推進している。

図表1 地籍整備の推進に係る政策の全体像



(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中「19条5項指定」は、国土調査法第19条第5項の規定に基づく国土調査の成果の活用を示す。

(2) 第6次国土調査事業十箇年計画

国土調査促進特別措置法第3条第1項では、国土交通大臣は、国土審議会の意見を聴いて、国土の総合的な開発及びその利用の高度化に資するため緊急に国土調査事業を実施する必要があると認める地域について、平成22年度以降の10年間に実施すべき国土調査事業に関する計画（国土調査事業十箇年計画）の案を作成し、閣議決定を求めなければならないとされている。また、同条第3項では、国土調査事業十箇年計画には、10年間に実施すべき国土調査事業の量を定めなければならないとされている。

平成22年度から31年度までを計画期間とする現行の第6次十箇年計画においては、図表2のとおり、地籍調査の対象面積（全国土面積から国有林野、公有水面等の面積を除いた面積）に対する地籍調査実施地域の面積の割合（以下「進捗率」という。）を49%

(21年度末時点)から57%(31年度末時点)とするとされたほか、第6次十箇年計画から新たな事項として、D I D、D I D以外の林地における進捗率や、地籍調査に未着手又は休止中の市町村(以下、合わせて「未着手・休止市町村」という。)の解消などの成果目標が盛り込まれた。

図表2 第6次十箇年計画(抄)

<p>国土調査促進特別措置法(昭和37年法律第143号)第3条第1項に規定する国土調査事業十箇年計画を次のとおり定める。</p> <p>1 地籍調査</p> <p>優先的に地籍を明確にすべき地域を中心に地籍の明確化を促進するため、十箇年間に実施すべき国土調査事業の量は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国の機関が地籍調査の基礎とするために行う基準点の測定の基準点の数は、人口集中地区以外の地域を対象に、8,400点とする。</p> <p>(2) (1)に掲げる基準点の測定を除き、国の機関が地籍調査の基礎とするために行う基本調査の調査面積は、3,250平方キロメートルとする。</p> <p>(3) <u>地方公共団体又は土地改良区その他の国土調査促進特別措置法施行令(昭和45年政令第261号)第1条各号に掲げる者が行う地籍調査の調査面積は、21,000平方キロメートルとする。</u></p> <p>併せて、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第5項の規定に基づく国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有する国土調査以外の測量及び調査の成果等についても活用を促進する。</p> <p>これらにより、<u>地籍調査対象面積(全国土面積から国有林野、公有水面等の面積を除いた地域の面積)に対する地籍調査実施地域の面積の割合を、49%(平成21年度末時点)から57%(平成31年度末時点)とし、特に人口集中地区における地籍調査実施面積の割合を、21%から48%とし、人口集中地区以外の林地における地籍調査実施面積の割合を、42%から50%とすることを目標とする。</u></p> <p>また、中間年为目标に、<u>地籍調査((2)に掲げる基本調査を含む。)</u>について、<u>調査未着手の市町村又は調査休止中の市町村(優先的に地籍を明確にすべき地域について調査が完了している市町村を除く。)</u>の解消を目指す。</p> <p>2 土地分類調査 (略)</p> <p>3 計画の見直し (略)</p>

(注) 下線は当省が付した。

また、国土交通省では、第6次十箇年計画に関する取組方針として、図表3のとおり、計画の目的やより具体的な計画事業量等を記載した「第6次国土調査事業十箇年計画 補足資料」(以下「第6次十箇年計画補足資料」という。)を作成している。

図表3 第6次国土調査事業十箇年計画補足資料(抄)

1 目的

国土調査は、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査するものであり、その成果は、不動産登記行政の基礎資料として活用されるほか、災害復旧の迅速化、まちづくりの円滑な推進などに役立っている。

国土調査事業十箇年計画は、国土調査の促進を図るため、国土調査促進特別措置法に基づき、国土調査の中でも緊急かつ計画的に実施すべき調査を国土調査事業と位置づけ、その実施の促進を図るものである。

第5次国土調査事業十箇年計画が平成21年度末に期限を迎えたが、今後とも計画的に国土調査事業の促進を図る必要があることから、本年3月に国土調査促進特別措置法を改正し、新たに平成22年度を初年度とする第6次国土調査事業十箇年計画を策定することとしたものである。

2 計画の記載内容について

(1) 地籍調査

第6次計画においては、地籍調査の対象地域(286,200km²)の中から、地籍明確化の緊急性を踏まえ、優先的に地籍を明確にすべき地域(※)を絞り込み、この地域のおよそ半分の地域について地籍の明確化を図る。特に調査の遅れている都市部及び山村部では、地籍調査の進捗率を5割程度まで引き上げることを目指す。第6次計画以降に調査を実施する地域についても、必要な地域については、第6次計画において国が基礎的な情報を整備する基本調査を実施する。

(※) 「優先的に地籍を明確にすべき地域」とは、地籍調査を実施していない地域(146,147km²)のうち、土地区画整理事業等の実施により地籍が一定程度明らかになっている地域及び大規模な国・公有地等の土地利用や土地取引等が行われる可能性が低い地域(合計約96,000km²)を除いた地域(約50,000km²)である。

① 計画事業量について

ア 国の機関が行う基準点の測量

地籍調査の基礎とするため、地籍調査の実施に必要な基準点を設置する。なお、人口集中地区については、都市再生街区基本調査(平成16~18年度に実施)により基準点を高密度に設置済みであることから、人口集中地区以外の地域を対象に、8,400点を設置する。

イ 国の機関が行う地籍調査の基礎とするために行う基本調査

地籍調査の基礎とするために行う基本調査(アに掲げる基準点の測量を除く。)として、都市部においては、地籍調査の前提となる官有地と民有地間の境界情報の整備に必要な基礎的な情報を整備する「都市部官民境界基本調査」を1,250km²の地域で実施する。また、山村部においては、境界情報を簡易に広範囲で保全する「山村境界基本調査」を2,000km²の地域で実施する。両調査を合わせて3,250km²の地域で基本調査を実施する。

ウ 地方公共団体及び土地改良区等が行う地籍調査

優先的に地籍を明確にすべき地域を中心に、21,000km²の地域で地籍調査を実施する。このうち、人口集中地区では1,800km²の地域で、人口集中地区以外の林地では15,000km²の地域で調査を実施する。

② 国土調査以外の成果の活用について

公共事業や民間開発等といった国土調査以外の測量及び成果についても、国土調査の成果

と同等以上の精度又は正確さを有していれば、国土調査法第 19 条第 5 項の規定に基づき、申請により国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定することができることから、当該制度の活用促進等により、人口集中地区を中心に約 1,500 km²の地域で地籍整備を行うことを目指す。

③ 目標としての指標について

これまで十箇年計画に記載してきた計画事業量に加え、国民にわかりやすい指標を示す観点から、進捗率（地籍調査対象地域の面積に対する、地籍調査実施地域の面積の割合）についても、計画に記載することとする。

④ 地籍調査への市町村の着手状況について

計画策定時点（平成 21 年度末時点）における、市町村の地籍調査着手状況は、全 1,750 市町村のうち、全域完了市町村が 423 市町村（24%）、調査実施中の市町村が 723 市町村（41%）、調査休止中の市町村が 327 市町村（19%）、調査未着手の市町村が 277 市町村（16%）となっている。全体の約 1/3 の市町村において、地籍調査が行われていない状況であり、調査の一層の促進のため、国は、中間年を目標に、調査未着手の市町村又は調査休止中の市町村（優先的に地籍を明確にすべき地域について調査が完了している市町村を除く。）の解消を目指し、必要な取組を行うものとする。

(2) 土地分類調査関係

(略)

(注) 下線は当省が付した。

(3) 国土交通省の施策

国土交通省は、上記(1)のとおり、地籍整備を推進するに当たって、各種施策を講じており、それぞれの概要は図表 4 のとおりである。

図表 4 地籍整備の推進に関する主な施策（国土交通省）

施策	概要
地籍調査に係る国庫負担金 【第 3-1-(2)-オ-(7) 参照】	<p>国土調査法第 9 条の 2 では、市町村が地籍調査を実施する場合における経費の負担割合について、国が二分の一、都道府県が四分の一、市町村が四分の一となっている。</p> <p>国土交通省は、毎年度、市町村が次年度に実施予定の地籍調査に必要な事業費を聴取の上、国庫負担金（地籍調査費負担金及び社会資本整備総合交付金（社会資本整備円滑化地籍整備事業））の都道府県ごとの交付額を決定しており、都道府県では、国庫負担金に都道府県が負担する経費を追加した上で、各市町村に配分している。</p>
国による基本調査（平成 22 年度創設） 【第 3-1-(2)-オ-(イ) 参照】	<p>地籍調査の進捗が乏しい都市部や山村部において、市町村等の要望に基づき、国が地籍調査に先行して境界情報等を整備する基本調査（都市部官民境界基本調査・山村境界基本調査）を実施している。</p> <p>① 都市部官民境界基本調査</p> <p>土地の権利関係や土地境界が複雑であるため、地籍調査の実施が困難である都市部において、国が地籍調査の実施に必要な基礎となる資料（基準</p>

	<p>点の設置や境界情報を取りまとめた資料等)を整備し、その成果を市町村に提供するもの</p> <p>② 山村境界基本調査</p> <p>精度が極めて低い古い公図が多く、境界情報が不明確であり、土地所有者の所在確認も困難となっている山村部において、国が主要な土地境界情報を保全・整備し、その成果を市町村に提供するもの</p> <p>なお、平成 28 年 9 月から、大規模な地震等による被災地域の市町村等における地籍調査の成果の早期復旧を支援するため、新たに被災地域境界基本調査を実施している。</p>
土地所有者等の立会いの弾力化措置 (平成 22 年度創設) 【第 3-1-(2)-オ-(ウ)参照】	<p>土地所有者等の所在不明を要因とする筆界未定の発生を防止するため、地籍調査作業規程準則(昭和 32 年総理府令第 71 号)第 30 条第 3 項を創設し、筆界を明らかにする客観的な資料が存在する場合、市町村等は、法務局及び地方法務局と協議の上、当該資料を活用し、境界の調査を可能とした。</p>
地籍調査作業の包括委託 (平成 22 年度創設) 【第 3-1-(2)-オ-(エ)参照】	<p>国土調査法第 10 条第 2 項では、市町村等が地籍調査を実施するに当たって、国土交通省令で定める要件に該当する法人に対し、地籍調査の工程管理・検査を含めた作業を一括して委託することができることとされている。</p> <p>国土交通省は、実施主体である市町村等の負担軽減のため、当該制度を平成 22 年度に創設しており、これにより市町村等において、民間事業者に委託できる範囲が拡大している。</p>
研修の実施	<p>都道府県や市町村の地籍調査担当者等を対象に、地籍調査に関する技術的かつ法律的な知見を付与するための研修を実施している。</p> <p>① 国土調査研修</p> <p>国土交通大学校において、主に地籍調査を新たに担当する職員を対象に、国土調査に関する知識、地籍調査の実施に必要な技術等の習得を目的とするもの</p> <p>② 指導者養成研修会</p> <p>主に地籍調査に従事して複数年が経過した中堅職員を対象に、市町村に対し適切な指導ができる都道府県の担当者を養成することを目的とするもの</p> <p>③ 制度運用実務研修会</p> <p>地籍調査に従事している都道府県や市町村職員を対象に、地籍調査を進めていく上で必要とされる実践的な知識の習得を目的とするもの</p>
地籍アドバイザー派遣事業 (平成 14 年度導入)	<p>市町村等における地籍調査実務の経験者、土地家屋調査士、測量士等の地籍調査に精通し、その推進に意欲を有する者を地籍アドバイザーとして登録し、市町村等の要望に応じて派遣している。</p> <p>地籍アドバイザーは、市町村等が地籍調査を実施するに当たっての各種支援活動(現地指導、未着手・休止市町村への助言、研修講師等)を実施している。</p>

<p>新しい測量技術 (平成 27 年度導入)</p>	<p>地籍調査における測量作業の効率化を図るため、地籍調査作業規程準則及び地籍調査作業規程準則運用基準（平成 14 年国土国第 590 号）を改正し、GPS 等の測位衛星を活用した測量（GNSS 測量）や高性能な測量機器を用いた効率的かつ高精度な測量手法などを導入している。</p>
<p>地籍整備推進調査 費補助金 (平成 22 年度創設) 【第 3-1-(2)-カ 参照】</p>	<p>国土調査法第 19 条第 5 項では、土地に関する様々な測量・調査の成果について、その精度・正確さが国土調査と同等以上の場合に、当該成果を国土交通大臣等が指定することで、地籍調査の成果と同等に取り扱うことができるとされている。</p> <p>国土交通省では、地方公共団体や民間事業者等が積極的に上記指定を申請できるよう、同申請に必要な測量・調査、成果の作成に係る経費の一部を対象とする補助制度を創設している。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 地籍整備に関連する施策のうち、主なものを掲載した。

(4) 法務省の施策

不動産登記法第 14 条第 1 項により、登記所（法務局、地方法務局及びこれらの支局又はこれらの出張所をいう。以下同じ。）には、土地の位置及び区画を特定することができる地図（以下「登記所備付地図」という。）を、また同条第 4 項により、登記所備付地図が備え付けられるまでの間、これに代えて備え付けることができる地図に準ずる図面（以下「公図」という。）を備え付けるものとされており、法務局等では、都市再生の円滑な推進や土地取引の促進等を図るため、地図作成作業を実施している。

また、法務省では、図表 5 のとおり、平成 15 年 6 月の推進方針において、全国の都市部における登記所備付地図の整備を強力に推進することとされたことを受けて、都市部の D I D の地図混乱地域を対象に、法務局等における計画的な地図作成作業を推進している。

図表 5 民活と各省連携による地籍整備の推進

<p>都市再生の円滑な推進には、土地の境界、面積等の地籍を整備することが不可欠であることにかんがみ、以下のとおり、<u>国において、全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進する。</u>（5 年で都市部の約 5 割を実施、10 年で概成）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 測量基準点の整備や、公図と現況の関係についての基礎的調査を可及的速やかに完了する。（概ね 2 年） 2. <u>対象地域の現況に応じて、国土交通省や法務省が連携しつつ、既存の測量成果（図面）を活用した地籍調査素図の整備を行い、これをもとに正式な地図化を図るとともに、電子化、関係省庁での共有化を図る。</u> 3. 今後、法務局が境界の確定等に関与して地籍調査素図を迅速に正式な地図とするための法整備を行う。

(注) 下線は当省が付した。

(5) 法務局・地方法務局と市町村の連携の強化

法務省と国土交通省は、推進方針を踏まえ、法務局等と市町村との連携を強化するため、法務局等による地籍調査への協力や、法務局等が行う地図作成作業と市町村が行う地籍調査との連携による地籍整備を推進している。〔後述第3-1-(2)-キ参照〕

3 地籍整備に関する予算の推移

(1) 国土交通省の予算額

前述 2-(3)の第6次十箇年計画に係る地籍整備の推進に関する主な施策の予算額は図表6のとおり推移しており、主な施策ごとの平成29年度の予算額は、①地籍調査費負担金及び社会資本整備総合交付金（社会資本整備円滑化地籍整備事業）が136.0億円、②国による基本調査が3.9億円、③地籍整備推進調査費補助金が0.9億円となっている。

平成25年度以降の予算額全体の推移をみると、25年度が155.7億円と最も多く、26年度以降は145億円前後で推移しており、29年度は142.1億円となっている。

なお、①のうち社会資本整備総合交付金（社会資本整備円滑化地籍整備事業）については、公共事業の実施区域を含む地域や、津波、洪水、土砂災害等のおそれのある地域等において、当該交付金の基幹事業に先行等して行う地籍調査を、平成28年度予算から当該交付金の交付対象に位置付けたものであり（社会資本整備円滑化地籍整備事業の創設）、③の地籍整備推進調査費補助金は、国土調査法第19条第5項の規定に基づく国土調査以外の成果の活用のインセンティブを付与するために22年度に創設したものである。

図表 6 地籍整備に関する予算の推移（平成 25 年度～29 年度）（国土交通省）

（単位：百万円）

区 分	平成 25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
地籍調査費負担金等	12,991	12,741	13,491	13,618	13,600
うち社会資本整備総合交付金 (社会資本整備円滑化地籍整備事業)	-	-	-	4,300	4,000
基本調査	1,859	1,439	401	994	390
地籍整備推進調査費補助金	224	204	204	76	90
地籍整備推進支援事業	37	39	41	38	34
基準点測量等	379	343	227	121	62
地籍整備事務経費	43	40	37	34	34
その他	37	0	0	0	0
合 計	15,570	14,806	14,401	14,881	14,210

- (注) 1 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。
 2 当初予算及び補正予算の合計を記載している。
 3 「地籍調査費負担金等」は、地籍調査費負担金及び社会資本整備総合交付金（社会資本整備円滑化地籍整備事業）を示す。
 4 社会資本整備総合交付金（社会資本整備円滑化地籍整備事業）は、平成 28 年度に創設されているため、25 年度から 27 年度は「-」としている。
 5 「地籍調査費負担金」には、このほか、東日本大震災復興特別会計による予算がある。
 6 「地籍整備推進支援事業」には、国土調査法第 19 条第 5 項の規定に基づく国土調査以外の成果の活用に係る周知、地籍アドバイザー、研修（国土交通大学校において実施する研修は除く。）及び新技術に係る経費を含む。
 7 「地籍整備事務経費」には、地籍整備関係業務に必要な職員旅費、Web サイト運営等に係る事務費及び国土交通大学校において実施する研修に要する経費を含む。
 8 「その他」には、未着手・休止市町村や地域住民の理解醸成のための説明会の実施等に係る経費等を含む。

(2) 法務省の予算額

平成 16 年度以降の地図作成作業に関する法務省の予算額は図表 7 のとおり、25 年度に僅かに減少したものの、その他の年度はいずれも前年度より増加しており、29 年度の予算額は約 40 億円となっている。

図表 7 地籍整備に関する予算の推移（平成 16 年度～29 年度）（法務省）

（単位：百万円）

区分	平成 16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
地図作成作業	582	820	924	1,069	1,314	1,383	1,786

区分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
地図作成作業	1,892	1,895	1,891	1,984	2,318	3,428	4,001

(注) 法務省の資料を基に、当省が作成した。

第3 政策効果の把握及び評価の結果並びに勧告

1 政策効果の把握及び評価の結果

(1) 第6次国土調査事業十箇年計画の評価

平成22年度から31年度までを計画期間とする第6次十箇年計画におけるそれぞれの成果目標の29年度末時点の実績は図表のとおりである。

図表 第6次十箇年計画及び第6次十箇年計画補足資料における成果目標及び平成29年度における実績

区 分	成果目標 (平成31年度)	実績 (29年度)	達成状況
①進捗率	49% → 57% (21年度)	52%	3ptの伸び
D I D	21% → 48% (21年度)	25%	4ptの伸び
D I D以外の林地	42% → 50% (21年度)	45%	3ptの伸び
②市町村等が行う地籍調査の調査面積	21,000 ㎥	8,023 ㎥	38.2%
【D I Dの調査面積】	1,800 ㎥	274 ㎥	15.2%
【D I D以外の林地の調査面積】	15,000 ㎥	5,893 ㎥	39.3%
③国土調査法第19条第5項の規定に基づく国土調査以外の測量及び調査の成果等の活用	活用の促進	—	—
【上記の活用による地籍整備の面積】	D I Dを中心に 約1,500 ㎥	283 ㎥	18.9%
④地籍調査の基礎とするために国の機関が行う基本調査及び基準点の測量	—	—	—
基本調査の調査面積 (下欄の基準点の測量を除く。)	3,250 ㎥	845 ㎥	26.0%
【都市部官民境界基本調査】	1,250 ㎥	445 ㎥	35.6%
【山村境界基本調査】	2,000 ㎥	400 ㎥	20.0%
D I D以外で行う基準点の測量の基準点の数	8,400 点	2,772 点	— (※)
⑤地籍調査に未着手又は休止中の市町村の解消	604 市町村 → 解消 (21年度) (26年度)	447 市町村	26.0%

(注)1 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

2 「区分」欄について、【 】を付していないものは、第6次十箇年計画に基づく成果目標、【 】を付しているものは、第6次十箇年計画補足資料に基づく成果目標である。

3 「実績(29年度)」欄について、「市町村等が行う地籍調査の調査面積」、「D I Dの調査面積」及び「D I D以外の林地の調査面積」の各欄は換算面積、それ以外の各欄は実面積で記載している。

4 「達成状況」欄について、「①進捗率」は「実績(平成29年度)－実績(21年度)」、「②市町村等が行う地籍調査の調査面積」、「③国土調査法第19条第5項の規定に基づく

国土調査以外の測量及び調査の成果等の活用」及び「④地籍調査の基礎とするために国の機関が行う基本調査及び基準点の測量」は「実績（29年度）／目標（31年度）」、「⑤地籍調査に未着手又は休止中の市町村の解消」は「22年度以降の未着手・休止市町村の減少数／実績（21年度）」としている。

5 表中「pt」は「ポイント」を示す。

6 表中「（※）」について、GPS等の測位衛星を活用した測量（GNSS測量）の進展に伴い、平成28年度以降、基準点（四等三角点）の新設は実施されていないため、「達成状況」欄を「—」としている。

それぞれの成果目標の平成29年度末の達成状況をみると、現状のペースで推移する場合、いずれも、計画期間の最終年度に当たる31年度末までの達成が困難な状況となっている。

調査対象市町村における地籍調査の実施による効果に係る事例を調査したところ、災害からの復旧に当たり、地籍調査の成果を基に被災前の現況を図面上で再現することができたため、迅速に復旧計画が策定でき、換地についても、土地所有者等とのトラブルがなかったとしている例や、区画道路拡幅事業において、地籍調査により、土地所有者の立会いが完了していたため、事業化前の準備期間が1年程度短縮され、測量に係る経費を1,000万円程度削減できたとしている例がみられた。地籍調査を加速化することにより、このようなメリットが全国に波及することが期待される。

一方、地籍調査が完了していない地域では、土地の境界が不明確であることから、災害からの復旧に遅れが生じたり、公共事業や土地取引において、土地の境界確認完了までの期間の長期化や多額の費用が発生する場合がある。

このような状況を踏まえると、令和2年度以降の10年間を計画期間とする次期国土調査事業十箇年計画の策定に当たり、地籍整備の推進に係る個別の推進施策の実効性を確保するために、具体的に改善策を講ずる必要がある。

(2) 政策効果の把握の結果及び個別事項についての評価

ア 地籍調査の実施状況

(7) 進捗率

全国における進捗率は、上記のとおり、平成21年度末の49%を31年度末に57%とする成果目標に対し、29年度末の実績は52%となっている。

また、D I Dの進捗率は、48%とする成果目標に対し、29年度末時点で25%となっている。

中でも、i)南海トラフ地震防災対策推進地域では、調査対象市町村のうち進捗率が20%未満の市町村が44.4%（63市町村中28市町村）、ii)首都直下地震緊急対策区域では、調査対象市町村のうち進捗率が20%未満の市町村が65.2%（23市町村中15市町村）となっている。

なお、調査対象104市町村の中には、独自に地籍調査に係る長期計画を

策定して計画的に調査を実施するなどにより、第6次十箇年計画期間中に進捗率が大幅に伸びた例もある。

(イ) 地籍調査の実施面積

全国において市町村等が行う地籍調査の実施面積は、平成31年度末までの10年間で21,000 km²とする成果目標に対し、実績(22年度から29年度の実施面積の累積)は8,023 km²であり、達成率は38.2%となっている。また、D I Dにおける地籍調査の実施面積は、成果目標が1,800 km²に対し、実績は274 km²(達成率15.2%)となっており、いずれも成果目標の達成は困難な状況となっている。

調査対象77市町村(平成22年度から29年度の間に市町村において地籍調査を実施した実績があり、地籍調査の対象面積にD I Dを含む市町村)のうち、22年度から29年度の間、D I Dにおいて地籍調査を実施していないものが20市町村(26.0%)あり、D I Dにおいて地籍調査を実施している57市町村のうち、37市町村で実施面積が1 km²未満となっている。

(ウ) 未着手・休止市町村の状況

全国の未着手・休止市町村の数は、平成29年度末時点で447市町村となっており、21年度末時点の604市町村から減少しているが、解消には至っておらず、計画期間の中間年である26年度までに解消するという成果目標は未達成の状況である。

中でも、i)南海トラフ地震防災対策推進地域に該当する市町村では、未着手・休止市町村の割合が全国で24.2%(707市町村中171市町村)、ii)首都直下地震緊急対策区域に該当する市町村では、未着手・休止市町村の割合が全国で35.9%(309市町村中111市町村)となっている。

国は、平成22年3月に、国土交通大臣から市町村長に対し、地籍調査を推進するよう要請する文書を発出し、22年度から24年度にかけて、国土交通省職員が市町村に直接訪問して地籍調査の実施についての働きかけを行った。このほか、毎年度、市町村ごとに未着手又は休止中となっている理由、今後の方針等の現状把握を実施し、都道府県に対して管内の未着手・休止市町村の解消に向けた基本方針及び行動計画の策定を求めるとともに、現状把握の結果も考慮して、国庫負担金の都道府県ごとの交付額を決定している。

イ 地籍調査の実施に係る市町村職員の意見等

(ア) 意見の類型

調査対象市町村では、地籍調査の実施に係る市町村職員の意見として「予算上の制約」を挙げる市町村が49市町村(平成29年度末時点で地籍調査に未着手又は休止中の5市町村を除く調査対象99市町村の49.5%)となっており、特に、「国庫負担金の交付額が要望額を下回っている」が43市町村

と最も多い。加えて、「人員上の制約」が 25 市町村（同 25.3%）、「土地所有者等の協力や合意が得られないこと等による作業の困難さ」（以下「作業の困難さ」という。）が 50 市町村（同 50.5%）となっている。

(イ) 予算に係る意見等

「予算上の制約」の内訳は、「国庫負担金の交付額が要望額を下回る」が 43 市町村、「市町村の財政上の制約」が 14 市町村であり、「国庫負担金の交付額が要望額を下回る」を挙げている 43 市町村のうち、36 市町村（83.7%）は、国庫負担金の交付額が要望額を下回った場合、交付額に合わせ、要望時点で予定していた事業量を縮小するとしている。

(ウ) 人員に係る意見等

「人員上の制約」の内訳は、「人員体制の不足」が 21 市町村、「地籍調査に係る業務のノウハウを持った職員等の不足」が 4 市町村である。

「人員体制の不足」の具体例は、「市の担当職員が 1 人しかおらず、業務量に見合った体制となっていないため、仮に要望額どおり国庫負担金が交付されても、調査の進捗には限界がある」、「平成 21 年度以前は、1 課（地籍調査担当課）2 班体制で毎年度 2 ㎢以上の地籍調査を実施していたが、22 年度以降、都市政策担当課の 1 係 1 班体制となったことから、毎年度の調査面積は 1 ㎢程度となっており、都道府県計画の目標に比べ、調査は進捗していない」などとなっている。

(イ) 土地所有者等の協力や合意が得られないこと等による作業の困難さに係る意見等

市町村等が行う地籍調査では、住民説明会を実施した上で、現地において、土地所有者等の立会いのもと、一筆ごとに、地番、地目、所有者及び筆界の調査・確認を行う一筆地調査や、一筆ごとに測量を実施する地積測量等を実施し、その成果として地籍図及び地籍簿を作成している。このため、ある土地において、土地所有者等による筆界の確認ができないことで、土地所有者等の確認が得られている隣接地を含めて筆界未定となる場合があり、土地取引に支障が生じる等のおそれがある。

調査対象市町村が困難としている作業は、「土地所有者等の所在の確認」、「一筆地調査における土地所有者等の立会い」、「土地所有者等による筆界の確認」となっており、中には、「住民による一筆地調査の立会い拒否が多発したことにより、平成 22 年度から 25 年度の間、地籍調査を休止し、再開後は官民境界等先行調査のみを実施している」としている市町村もみられた。

なお、令和元年 6 月 28 日に公表された「国土調査のあり方に関する検討小委員会報告書」（以下「令和元年度検討小委員会報告書」という。）では、第 7 次国土調査事業十箇年計画を見据え、上記の調査対象市町村が困難としている作業について、更なる施策を講ずる方向性が盛り込まれている。

ウ 進捗率（平成 21 年度末時点）及び第 6 次十箇年計画期間中の達成率ごとの特徴

市町村等が行う地籍調査について、国は、各種の推進施策を講じているところであるが、平成 21 年度末時点及び 29 年度末時点の進捗率並びに 29 年度末における第 6 次十箇年計画期間中の都道府県計画の成果目標の達成率（以下、本項目において「達成率」という。）をみると、都道府県ごとに大きな差がみられた。そこで、平成 21 年度末時点の進捗率（以下、本項目において「21 年度進捗率」という。）と達成率の高低の観点から、調査対象都道府県を a から d の四つのグループに分類して分析したところ、次のような特徴がみられた。

a 21 年度進捗率・達成率とも高いグループ（3 都道府県（11 市町村））

平成 25 年度以降に土地所有者等の立会いの弾力化措置を活用した実績がある調査対象市町村の割合が高い。また、地籍調査の実施に関する市町村の財政上の制約に係る意見を挙げた調査対象市町村が相対的に多い。

b 21 年度進捗率は低い達成率が高いグループ（4 都道府県（22 市町村））

4 都道府県中 3 都道府県で、都道府県内全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、南海トラフ地震防災対策推進地域における地籍調査又は公共事業と連携した地籍調査を積極的に推進している状況がみられた。また、国庫負担金の交付額が要望額を下回ることについての意見を挙げた調査対象市町村が相対的に多い。

c 21 年度進捗率は高い達成率が低いグループ（6 都道府県（21 市町村））

地籍調査の実施に係る土地所有者等の協力や合意が得られない等の意見を挙げた調査対象市町村が相対的に多く、都道府県全体の面積に占める私有林の面積の割合が高い。

d 21 年度進捗率・達成率とも低いグループ（10 都道府県（45 市町村））

未着手・休止市町村の割合が高く、都道府県全体の面積に占める D I D の面積の割合が高い。また、10 都道府県中 7 都道府県で、都道府県内全域が南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域に指定されているものの、うち 5 都道府県は、平成 29 年度末時点における進捗率が 20% を下回っている状況がみられた。

上記の特徴と、全国における第 6 次十箇年計画期間中の地籍調査の実施状況を照らし合わせてみると、都道府県を全体として見た場合、置かれた環境等と地籍調査の実績との相関を見てとることのできる点もあると考えられる。

これらは、国が地籍整備を推進していく上で、これまでの地籍調査の実績等を踏まえた全国一律でない取組の可能性を示すものと考えられる。

エ 認証遅延等の発生

市町村等が作成した地籍図及び地籍簿について、土地所有者等による筆界の確認ができず、立会いの弾力化措置も活用されない土地がある場合、当該

土地は筆界未定として処理され、地籍図及び地籍簿上、筆界が記載されないまま、都道府県知事の認証及び法務局等への写しの送付が行われる。平成30年1月時点で、全国の398市町村（地籍調査を実施中又は休止中の市町村の37.1%）で、地籍図及び地籍簿の作成後6か月以上にわたって認証請求の手続を行っていない（認証遅延）地区があり、同様に、全国129市町村（同12.0%）で、認証後6か月以上にわたって地籍図及び地籍簿の写しを登記所に送付していない（送付遅延）地区がある。

調査対象104市町村において認証遅延となっている地区について、遅延が生じている主な経緯をみると、「作業の困難さ」により、筆界未定となる土地があり、その解消に取り組んでいるために遅延が生じている地区が最も多く、42.7%（213地区中91地区）となっている。これらの地区については、「作業の困難さ」に対する更なる施策が講じられることにより、一定程度、遅延が解消されることが期待される。

一方で、認証遅延又は送付遅延が生じている経緯として、「作業の困難さ」のほか、閲覧未了となっている土地所有者等の解消に取り組んでいる地区、地籍調査実施後の現況の変化、制度改正により、再度、地籍調査と同様の調査（再調査）が必要となっている地区などもある。

認証・送付が行われなければ、市町村等が作成した地籍図及び地籍簿が登記所備付地図とならず、政策効果、行政コストの面から問題と考えられる。また、調査対象市町村の中には、遅延の解消に向け、順次、再調査を実施しているため、新規地区での地籍調査を抑制している例があり、遅延を解消するために新規調査の着手に遅れが生じている状況がみられる。一方で、国は、発生原因を分析しておらず、具体的な解消策を示すには至っていない。

こうしたことを踏まえ、認証遅延及び送付遅延の早期解消を図り、市町村における新規調査の着手等取組を促進させる必要がある。

オ 国の推進施策の活用状況

国は、地籍調査を推進するため、各種の推進施策を講じているところであるが、中には、十分な効果を発現しているとは認められず、改善が必要な状況となっているものがみられた。

(7) 地籍調査に係る国庫負担金

第6次十箇年計画における市町村等が行う地籍調査の調査面積（目標事業量）は21,000km²であり、国が優先的に地籍を明確にすべき地域（地籍調査未実施の地域のうち、土地区画整理事業等で地籍が一定程度明確になっている地域等を除いた地域）と定めた地域の約半分の面積として設定された。

一方で、都道府県は、毎年度、国、市町村等と協議した上で、当該年度の調査面積（目標事業量）等を定めた事業計画を策定している。国土調査法で

は、国土交通省は事業計画に同意するに当たり、「国の予算の範囲内で」と規定されている。

また、調査対象 23 都道府県では、市町村から次年度の実施予定を聴取し、国庫負担金の交付額（内示額）を踏まえた上で事業計画を策定しており、その結果、第 6 次十箇年計画の目標値の合計が 11,875 km²であるのに対し、事業計画の目標値（平成 22 年度から 29 年度までの累積）は 4,427 km²と大きくかい離している。

そこで、国庫負担金の最終交付額（平成 22 年度から 29 年度の累積 1,025.3 億円）と、地籍調査の実施面積（同 8,023 km²）を基に、地籍調査の実施に必要な国庫負担金の額を試算したところ、1 km²当たり 12.8 百万円となり、第 6 次十箇年計画の調査面積（目標事業量）21,000 km²を達成するために必要な国庫負担金の額は 2,688 億円となった。また、都道府県の要望額に対する国庫負担金の交付額の割合は年々低下しており、平成 22 年度の 96.7%に対し、29 年度は 62.5%と 34.2 ポイント低下している。

調査対象市町村における地籍調査の実施に係る市町村職員の意見をみると、43.4%（未着手・休止中を除く調査対象 99 市町村中 43 市町村）が国庫負担金の交付額が要望額を下回ることを挙げており、このうち交付額に合わせて事業量を縮小するとしているものが 83.7%（43 市町村中 36 市町村）にのぼる。

他方、国は平成 28 年度以降、地籍調査の実施による政策効果を考慮し、①防災対策（南海トラフ地震や首都直下地震、土砂災害等の防災対策を目的とした地籍調査）、②社会資本整備（社会資本整備（公共事業）の円滑化を目的とした地籍調査）、③都市開発（都市開発等の活性化につながる都市部の地籍調査）、④森林施業・保全（森林施業や再生可能エネルギー（バイオマス）推進を目的とした地籍調査）の四つの施策（以下、合わせて「重点 4 施策」という。）と連携する地籍調査に優先的に国庫負担金を配分する方針としている。

調査対象都道府県及び市町村の中には、重点 4 施策のうち、防災対策と連携した地籍調査として、津波浸水想定区域を優先して地籍調査を実施する独自の計画を策定し、危険度等を基に地籍調査の実施地区を選定している例や、重点 4 施策を踏まえ、津波浸水想定区域における地籍調査を優先的に実施することとし、同区域内の地籍調査について市町村ごとの実施目標を定め、進捗率を把握している例があった。

上記の防災対策との連携のほか、調査対象市町村が、地籍調査の実施地区の選定に当たり考慮している事項は、社会資本整備との連携、実施地区の面的つながり、住民からの要望、着手しやすさなど様々であり、重点 4 施策を考慮しないとしているものも 42 市町村あった。

なお、平成 30 年 10 月以降、国土審議会国土調査のあり方に関する検討

小委員会において、第7次国土調査事業十箇年計画の策定を見据えた検討が行われており、令和元年度検討小委員会報告書においては、より政策効果が高い地域において早期に地籍調査が実施され、調査の効果が発現されることを目的として、重点4施策に所有者不明土地対策を加えた重点5施策との連携といった予算上の重点的な支援対象の考え方や地籍調査の実施主体の意見等も踏まえて、特に優先的に実施する地域を検討・整理すること、緊急性の高い地域における地籍調査の進捗状況や直近の取組状況が明らかとなるよう、地籍整備の状況を表す新たな指標として、例えば優先度の低い地域を除いた地域における実施率や災害想定区域における実施率等の設定・公表を検討するといった方向性が示されているところである。

(イ) 国による基本調査の実施状況

基本調査の実施状況は、第6次十箇年計画において、実施面積の目標3,250 km²に対して26.0% (845 km²) であり、内訳は、①都市部官民境界基本調査が目標1,250 km²に対して35.6% (445 km²)、②山村境界基本調査が目標2,000 km²に対して20.0% (400 km²) となっている。

基本調査の活用実績は、①都市部官民境界基本調査が15.8% (1,233市町村中195市町村)、②山村境界基本調査が6.2% (1,233市町村中77市町村) であり、調査対象104市町村における基本調査の活用実績をみると、①都市部官民境界基本調査が42.3% (104市町村中44市町村)、②山村境界基本調査が7.7% (104市町村中8市町村) となっている。

国による基本調査の実施後、市町村において後続調査を実施することを国は求めているが、後続調査の実施率は38.8% (基本調査実施面積845 km²に対し328 km²) であり、調査対象104市町村のうち、基本調査を活用した47市町村についてみると、「後続調査を全く実施していない」(21.3%)、「一部の地区で着手していない」(53.2%) などとなっている。

このような状況に対し、国は平成29年度から「基本調査実施地区における地籍調査実施プラン」の作成を求めており、改善がみられない場合は地籍調査費負担金の減額措置を講じている。

なお、調査対象市町村の一部において、基本調査の成果案に誤りがあり、その修正が必要となったことから、後続調査を延期した事例がみられた。

(ウ) 土地所有者等の立会いの弾力化措置の活用状況

地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。)第30条第3項により、土地所有者等が所在不明の土地において、筆界を明らかにする客観的な資料(以下「客観的資料」という。)が存在する場合、市町村が法務局等と協議の上、当該資料を活用して筆界の調査を行うことが可能となっている。

準則第30条第3項の適用実績は、平成28年度は618筆、29年度は461筆となっており、同項の適用により、最終的に土地所有者等の立会いを求め

ることができなかった筆数のうち、28年度は24.5%、29年度は16.6%について筆界未定の発生を防止している。

調査対象104市町村における準則第30条第3項の適用実績をみると、適用した実績がある市町村が28.8%（30市町村）であり、適用した実績がない市町村が71.2%（74市町村）となっている。

準則第30条第3項の適用実績がない市町村の中には、「客観的資料が具体的にどのようなものか分からない」、「準則第30条第3項が適用可能なケースが明らかでないため、具体的な運用事例を示してほしい」という意見があった。

一方、調査対象市町村の一部では、不正確な地積測量図しか資料がなく、境界杭も残っていない中、地積測量図と字図の面積が一致したこと等を踏まえ、法務局等と協議が整い、準則第30条第3項を適用することができた例がみられた。このような意見や事例がみられるにもかかわらず、国土交通省では、準則第30条第3項を適用した事例を集約・整理していない。

こうしたことを踏まえ、準則第30条第3項の適用に当たっての具体的な運用事例を集約・整理して市町村に提供し、筆界未定の予防を促進するよう準則第30条第3項の適用を促す必要がある。

(I) 民間事業者への包括委託の実施状況

地籍調査の担当職員の確保が困難な市町村等の負担軽減を図るため、市町村等は地籍調査の実施・工程管理などを民間事業者に委託すること（以下「包括委託」という。）が可能となっている。

全国の市町村における包括委託の活用実績は、平成25年度以降29年度までに136市町村であった。同期間の調査対象104市町村における包括委託の活用実績をみると、活用した市町村が28.8%（30市町村）、活用していない市町村が71.2%（74市町村）となっており、また、第6次十箇年計画期間中に地籍調査に着手した16市町村のうち68.8%（11市町村）で包括委託を活用し新規に着手している。

カ 国土調査法第19条第5項の規定に基づく国土調査以外の成果の活用状況

国土調査以外の地方公共団体や民間事業者（以下「測量実施主体」という。）が行った測量の成果について、その精度や正確さが国土調査と同等以上の場合、国土交通大臣等の指定により、地籍調査の成果と同等に扱うこと（以下「19条5項指定」という。）が可能となっている。

19条5項指定の活用状況は、第6次十箇年計画期間中において、実施面積の目標（D I Dを中心に）約1,500㎤に対して18.9%（19条5項指定を受けた面積580㎤中、過去に地籍調査が実施されていたこと等により、平成21年度以前に進捗率に計上済みの面積を除く283㎤）と低調となっており、また、19条5項指定を受けた面積580㎤の内訳は、法令による義務付け等により指

定を受けるもの（注）が81.4%（472 km²）であり、自主的な申請によるものが18.6%（108 km²）となっている。

（注） 新住宅市街地開発事業、土地区画整理事業、土地改良事業等一部の事業については、法令等により19条5項指定を受けることが義務付け、又は極力申請することとされている。

国土交通本省、地方整備局等は、19条5項指定の活用促進を図るため、関係団体等に対し、周知・広報を実施している。調査対象23都道府県・104市町村をみると、18.9%（24機関）では独自に制度を周知しており、中には19条5項指定の対象となり得る開発事業の有無を把握した上で、開発事業を行う民間事業者等に対して、19条5項指定及び地籍整備推進調査費補助金について周知を行っている例があったものの、国土交通省はこうした取組の内容や工夫事例について把握していない。

また、調査対象23都道府県・104市町村からは、「民間事業者等にとって指定の申請は時間と手間が掛かる」とする意見が18.9%（24機関）、「開発事業は、分筆の測量図を作成して登記すれば終了する一方、19条5項指定を受ける場合、登記後に必要書類を作成しなければならず、測量実施主体にとっては追加作業でしかない」などの意見があった。

さらに、民間事業者等、地方公共団体を支給対象とする「地籍整備推進調査費補助金」の交付実績は平成22年度から29年度まで362件あり、そのうち民間事業者等への交付は19.6%（71件）となっている。地籍整備推進調査費補助金の活用について、調査対象23都道府県・104市町村からは、「19条5項指定制度と補助金制度が別々に周知されており、活用を促すためには一体的に周知すべき」、「民間事業者にとって、指定の要件を満たすための作業に必要なコストが、補助金の額と見合っていないのではないか」などの意見があった。

こうしたことを踏まえ、19条5項指定制度の活用実績が、目標に対して低調となっている原因・理由について、民間事業者等の実情を踏まえ、検証することが必要である。

キ 法務局・地方法務局との連携状況

（7） 法務局・地方法務局による地籍調査への協力状況

地籍調査に関して法務局等は、市町村からの求めに応じ、①住民説明会、②現地調査、③成果案の閲覧に協力することとされており、平成16年度に法務本省から各法務局等に対して局長通達及び課長通知を発出し、また、国土交通本省からも各都道府県に対して局長通知を発出し、法務局等による協力内容を通知している。

調査対象104市町村が平成25年度から29年度の間法務局等に対して、

実務的協力を要請した実績をみると、①住民説明会への出席を要請したものが16.3%（17市町村）、②現地調査への協力を要請したものが1.0%（1市町村）、③地籍調査の成果案の閲覧への協力を要請した市町村はなかった。

一方、調査対象市町村のうち、実務的協力を要請していない市町村では、その理由について、「協力を要請できること自体を知らない」、「どのような協力が得られるのか分からない」など制度自体を知らないとするものや、法務局等による地籍調査への協力の具体的内容は、課長通知に記載されているにも関わらず、「住民説明会を平日の夜間及び休日に開催していること」、「現地調査への協力の活用例が示されておらず、どのようなケースで活用できるのか分からない」など、当該通知に明示された内容についての意見を挙げているものがみられた。

法務局等による地籍調査への協力、特に現地調査への協力については、境界紛争が生じている土地に関して、市町村からの要請に基づき、法務局等職員が土地所有者等に対して説明を行った結果、土地所有者等の理解が得られ、筆界が確認された例がみられるなど、一筆地調査における土地所有者等の立会いにおいて、法務局等職員の能力・ノウハウを活用することで、筆界の確認が円滑に行われるなどの効果があるものと考えられる。

しかし、調査対象市町村においては、上記のとおり、法務局等から協力を得る場合の具体的な協力内容やその効果を必ずしも認識していないものがみられるなど、市町村等に対する地籍調査への協力の具体的な内容に関する周知が十分でないと考えられる。

こうしたことを踏まえ、市町村等に対し、法務省の協力も得ながら、法務局等による地籍調査への実務的協力の具体的な内容や効果について周知することが必要である。

(イ) 法務局・地方法務局と市町村の連携による地籍整備の推進状況

都市再生本部では、都市部における登記所備付地図の整備が遅れていることを踏まえて、平成15年度に推進方針を決定しており、法務省と国土交通省では、推進方針を受けて、法務局等と市町村との連携に関する通知などを発出し、連携を強化することとしている。

法務局等が行う地図作成作業は、都市部のD I Dの地図混乱地域のような地籍調査が困難な地区において実施されているが、法務局等では職員の専門知識や登記官の権限を活用して地図作成作業を進めているなど、毎年度、ほぼ計画どおりに実施している。このため、地図作成作業の各年度の達成率（計画面積に対する実施面積）は90%を超えている。一方、市町村等が実施する地籍調査は、第6次十箇年計画において、平成31年度末までにD I Dにおける地籍調査の進捗率を48%とする成果目標に対し、29年度時点の進捗率は25%にとどまっているなど、法務局等と市町村等のD I Dにおける地籍整備の進捗状況には違いがみられる。

調査対象 104 市町村では、都市部の地籍整備の推進に当たっての法務局等に対する意見要望として、40.4%（42 市町村）が「地図作成作業の実施拡大」を挙げ、中には、地図混乱地域全般やD I Dなど、地籍調査の実施が困難な地区での地図作成作業の実施を求める要望もみられた。

また、調査結果では、次のとおり、法務局等と市町村との連携が十分に図られているとは言い難い状況がみられた。

- ・ 地図作成作業の実施地区の周辺地域における法務局等から市町村等への地籍調査実施の働きかけは 82.6%（23 法務局等 19 法務局等）で未実施
- ・ 法務局等及び都道府県・市町村との相互理解を図る目的で開催される地籍調査連絡会議等は、管内市町村に開催のニーズがあるものの、13.6%（23 都道府県中 3 都道府県）で開催実績なし
- ・ 地図作成作業の選定済みの実施地区に関する情報提供は、56.5%（23 法務局等 13 法務局等）で未実施

地図作成作業の実施地区を市町村と協議・調整の上で選定する法務局等も少数となっているが、このことにより、地図作成作業と地籍調査の実施地区が重複している例もみられた。

一方、協議・調整を実施している法務局等の管轄区域内の市町村では、「法務局等には地籍調査の約 5 倍に当たる面積を実施してもらっており、業務量の軽減や事業費の抑制になるなどメリットが大きい」、「地籍調査を実施することが難しい中心市街地において地籍整備が進む」などの意見がみられた。中には、法務局等から市町村に連携を働きかけ、両機関が連携しながら都市部において一体的に地籍整備を進めている例もみられ、当該市町村からは「ノウハウの共有や情報提供を迅速に行うことができ、業務の円滑化・効率化にメリットがある」との意見がみられた。

このように、法務局等と市町村との連携は、十分に図られているとは言い難い状況となっているが、各法務局等では、市町村の地籍調査が遅れている D I Dにおいても計画どおりに地図作成作業を実施していること、法務局等と連携し、一体的な地籍整備を進める市町村では、連携したことで業務の円滑化・効率化が図られたなどの効果を挙げていることから、既存の取組を見直しつつ、法務局等職員の豊富な専門知識・ノウハウをいかせるよう、法務局等と市町村との連携を促進することで、D I Dにおける地籍調査が推進されると考えられる。

こうしたことを踏まえ、法務省及び国土交通省は、D I Dにおける地籍整備を、より一層推進するため、法務局等と都道府県、市町村との連携について見直し及び促進を図ることが必要である。

ク 国及び地方公共団体における進捗率の把握状況

国土交通省は、市町村等における地籍調査の実施状況を把握するため、毎年度、都道府県に対し、地籍調査実施面積等調書（以下「実施面積等調書」という。）の提出を求めている。

一方、同省は、進捗率の把握に当たり、「地籍調査実施地域の面積」として、自ら整理した面積（注）を用い、「地籍調査の対象面積」として、第5次国土調査事業十箇年計画策定時に算定した面積を用いているが、都道府県が実施面積等調書で報告している面積と乖離がある。これにより、国土交通省が把握している進捗率は、都道府県が報告した面積に基づく進捗率を1ポイント上回る状況となっている。

（注）実施面積等調書において報告された「市町村等が行った地籍調査の実施面積」、国土交通省が自ら整理した「基本調査の実施面積」及び「国土調査法第19条第5項の規定に基づく国土調査以外の測量及び調査の成果等による面積」の合算

調査対象104市町村では、以下のような例があり、国が市町村から徴するデータの定義の詳細を明らかにしていないこともあって、市町村によって、実施面積等調書における地籍調査の対象面積の考え方が異なっている。

- i) 地籍調査の対象面積に含めることとなっている「土地区画整理事業の実施地域」について、一度国費を投入して事業を実施しており二重投資につながるなどの理由から、地籍調査の対象面積から除外している例（5市町村）
- ii) 今後、地籍調査を実施する必要性はないものの、国土交通省において、地籍調査の対象面積に含めるかどうか明示していない「法務局等が行う地図作成作業の実施地域」を、地籍調査の対象面積に含めている例（4市町村）

また、調査対象104市町村のうち41市町村において、実施面積等調書の誤記等により、実施面積等調書で報告されている地籍調査の実施面積と、市町村が把握している地籍調査の実施面積と乖離があり、実施面積等調書が、市町村の実態を正確に反映していない。

こうしたことを踏まえ、地籍整備の進捗状況について、市町村から徴するデータの定義を明確に示すとともに、データの整合性を高める取組を行うことが必要である。

2 勧告

(1) 認証遅延及び送付遅延の解消策の検討、市町村への技術的助言

国土交通省は、認証遅延及び送付遅延の早期解消を図り、市町村における新規調査の着手等取組を促進させる観点から、認証遅延及び送付遅延となっている原因を分析した上で、解消策を検討し、市町村に対し助言する必要がある。

(2) 土地所有者等の立会いの弾力化措置の運用事例の集約・整理、市町村への提供

国土交通省は、筆界未定の予防を促進する観点から、準則第30条第3項の適用に当たっての具体の運用事例を集約・整理し、市町村に提供する必要がある。

(3) 国土調査法第19条第5項の規定に基づく国土調査以外の成果の活用実績に係る検証

国土交通省は、19条5項指定制度の活用実績が、目標に対して低調となっている原因・理由について、民間事業者等の実情を踏まえ、検証する必要がある。

(4) 法務局等による地籍調査への具体的協力内容の市町村等への周知

国土交通省は、都市部など地籍調査の実施が困難な地域における地籍調査を推進する観点から、市町村等に対し、法務省の協力も得ながら、法務局等による地籍調査への実務的協力の具体的内容や効果について周知する必要がある。

(5) 地籍整備における法務局等と市町村の連携の促進

法務省及び国土交通省は、人口集中地区(D I D)における地籍整備を、より一層推進する観点から、地図作成作業に係る計画の策定や実施に当たって、法務局等と市町村による協議・調整が積極的に行われるよう促すなど、法務局等と都道府県、市町村との連携について見直し及び促進を図る必要がある。

(6) 地籍整備の進捗に係るデータの整合性に係る取組

国土交通省は、P D C Aに基づいた地籍整備を推進する観点から、地籍整備の進捗状況について、市町村から徴するデータの定義を明確に示すとともに、データの整合性を高める取組を行う必要がある。